

西日本短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条

本学は教育基本法及び学校教育法に則って人格の育成と陶冶を旨とし、併せて法律、政治、社会福祉及び子どもの養護と教育並びに造園その他生活環境全般に亘って実地的な専門教育を施し、広く人類の文化に貢献しうる基盤を培養することを目的とする。

(教育研究上の目的および教育における方針)

第 1 条の2

本学において設置する各学科の教育研究上の目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者の受け入れの方針は別表第1のとおりとする。

(自己点検及び評価)

第 1 条の3

教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2. 全学的に点検及び評価を行うに必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科および学生定員)

第 2 条

本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ビジネス法学科	50人	100人
緑地環境学科	50人	100人
社会福祉学科	50人	100人
保育学科	90人	180人
健康スポーツコミュニケーション学科	30人	60人
メディア・プロモーション学科	40人	80人
合 計	310人	620人

(別科及び学生定員)

第 2 条の2

本学に別科日本語研修課程(以下「別科」という。)を置き、その定員は次のとおりとする。

別 科	入学定員	収容定員
日本語研修課程	150人	150人

2. 別科に関する規程は、別に定める。

(修業年限および在学年限)

第 3 条

本学の修業年限は2年とする。

2. 本学の在学年限は4年とする。

3. 職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生(以下「長期履修生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 4 条

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 5 条

学年を2期に分け、学年の始めから9月30日までを前期とし、10月1日から学年の終りまでを後期とする。

ただし、期間の始期・終期については必要に応じて変更することがある。

(休業日)

第 6 条

休業日は次のとおりとする。ただし、休業日については必要に応じて変更することがある。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する日

本学の開学記念日 5月2日

夏期休業日 8月13日から8月15日まで

冬期休業日 12月28日から翌年1月4日まで

2. 学長は必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3. 学長は第1項の休業日のほかに臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第7条

入学の時期は学年の始めとする。ただし、学年の途中においても学期の区分に従い入学を許可することができる。

(入学資格)

第8条

本学に入学することができる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に同等する課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 相当の年齢に達し、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第9条

本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第10条

前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条

前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署による入学誓書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学、転科)

第12条

本学に、再入学、転入学又は転科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学又は転科を許可することができる。

2. 前項の規定により入学又は転科を許可された者の既に修得した学科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

再入学、転入学及び転科に関する内規については、別に定める。

(編入学)

第12条の2

専修学校の専門課程又は、高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者の本学の編入学については、前条の規定を準用する。編入学生の単位認定に関する内規については、別に定める。

(退学)

第13条

学生が退学しようとするときは、理由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第14条

疾病やその他やむを得ない事情により2カ月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に願い出て許可を得なければならない。

2. 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条

休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2. 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3. 休学の期間は、第3条第2項に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第 16 条

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍及び復籍)

第 17 条

次の各号の一つに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期にわたり行方不明の者
 - (5) 留年生で、就学意志の確認できない者
2. 前項第3号及び第5号により除籍された者は学長の許可を得て、復籍することができる。

ただし、復籍できる年限は除籍後3年以内とし、必要な事項は別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 18 条

授業科目を分けて、必修科目、選択科目とし、科目区分は次のとおりとする。

学 科	科 目 区 分
ビジネス法学科	基 礎 科 目 専 門 科 目
緑地環境学科	基 礎 科 目 専 門 科 目
社会福祉学科	基 礎 科 目 専 門 科 目
保 育 学 科	基 礎 科 目 専 門 科 目
健康スポーツ コミュニケーション学科	基 礎 科 目 専 門 科 目
メディア・ プロモーション学科	基 礎 科 目 専 門 科 目 実 務 科 目
学 科 共 通 科 目	基 礎 科 目 専 門 科 目

2. 授業科目の種類及び単位数等は、別表第2から別表第8までのとおりとする。

(資格等に関する科目)

第 19 条

前条に定めるもののほか、教職に関する科目及び資格等に関する科目を置く。

授業科目の種類及び単位数等は、別表第9のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 20 条

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育成果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

2. 第21条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3. 前項の規定に拘らず卒業研究、卒業制作の授業科目については、これらの学修の成果を評価して別に単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第 21 条

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第 22 条

本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学において履修した授業科目を30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 23 条

本学において教育上有益と認めるときは、短期大学専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学において授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 前項により与えることができる単位数は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 24 条

本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において修得した単位(第46条の2の規定により修得した単位を含む。)を本学において修得したものとしてみなすことができる。

- 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、第22条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

この場合において、第22条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

第 25 条 削除

(社会福祉学科の合併授業、合同授業の禁止)

第 26 条

社会福祉学科における社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条別表第4(学則第19条第2項別表第9)に定める科目のうち、別に定める科目を除いては合同授業及び合併授業を行わないこととする。

第6章 試験及び卒業等

(試験および単位の授与ならびに学習の評価)

第 27 条

各授業科目の学習修了の認定は試験による。ただし、授業科目によってこれらによらない場合がある。

- 試験を受けるには、その授業科目の授業回数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、社会福祉学科の授業科目のうち社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条別表第4(学則第19条第2項別表第9)に定める科目については、指定時間数の3分の2以上の出席を必要とする。なお、介護実習については、指定時間数の5分の4以上の出席を必要とする。
- 試験に合格した学生には、その授業科目所定の単位を与える。
- 学習の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、秀、優、良、可をもって科目の課程修了を認める。

(試験の実施)

第 28 条

試験は各学期末にこれを行う。ただし、科目によっては学年末にのみ実施する場合がある。

試験に関する規程は、別にこれを定める。

(追試験)

第 29 条

病気その他やむを得ない事由によって試験を受けることのできなかつた者に対しては、成績考査規程の定めるところにより追試験を行うことがある。

(再試験)

第 30 条

試験において不合格点を得た者に対しては、成績考査規程の定めるところにより再試験を行うことがある。

(卒業の要件)

第 31 条

本学を卒業するために必要な授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

ビジネス法学科

授 業 科 目	卒業要件単位
必 修 科 目	19単位
選 択 科 目 の 中 か ら	46単位以上
計	65単位以上

緑地環境学科

授 業 科 目	卒業要件単位
必 修 科 目	37単位
選 択 科 目 の 中 か ら	27単位以上
計	64単位以上

社会福祉学科

授 業 科 目	卒業要件単位
必 修 科 目	21単位
選 択 科 目 の 中 か ら	41単位以上
計	62単位以上

保育学科

授 業 科 目	卒業要件単位
基礎科目の必修科目	4単位
基礎科目の選択科目の中から	5単位以上
専門科目の必修科目	6単位
専門科目の選択科目から	47単位以上
計	62単位以上

健康スポーツコミュニケーション学科

授 業 科 目	卒業要件単位
必 修 科 目	23単位
選 択 科 目 の 中 か ら	41単位以上
計	64単位以上

メディア・プロモーション学科

授 業 科 目	卒業要件単位
必 修 科 目	20単位
選 択 科 目 の 中 か ら	44単位以上
計	64単位以上

(卒業の認定及び学位の授与)

第 32 条

本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2. 学長は卒業を認定した者に対して、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
(免許及び資格)

第 33 条

本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科 名

資格及び免許状の種類

社会福祉学科	介護福祉士国家試験受験資格
保育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格
健康スポーツコミュニケーション学科	第一種衛生管理者免許 (介護福祉士受験資格)

第 33 条の2

本学の社会福祉学科において介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条別表第4（学則第19条第2項別表第9）に定める科目及び時間数を修得しなければならない。

(幼稚園教諭二種免許状)

第 33 条の3

本学の保育学科において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

(保育士資格)

第 33 条の4

本学の保育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第3号に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

第7章 入学金及び授業料その他諸納付金

(入学金及び授業料その他諸納付金)

第 34 条

学生は、本学所定の入学金及び授業料その他諸納付金（以下「学納金等」という。）を納付しなければならない。

第 35 条

学納金等については、別表第10のとおりとする。

ただし、本学附属高校及び外国人留学生、別科から入学する者並びに公共機関から委託された職業訓練のための入学者の学納金等については別に定める。

第 35 条の2

科目等履修生、委託生、研究生及び他学科履修生納付金については、別表第10の2のとおりとする。

(納付期日等)

第 36 条

学納金等は、次の全納および2期に分けて徴収する。
ただし、別に定める特別の場合はこの限りではない。

全納 前年度の3月31日まで
(ただし新入生については別に定める。)

前期 前年度の3月31日まで
(ただし新入生については別に定める。)

後期 9月30日まで

第 37 条 削除

第 38 条 削除

(授業料の減免)

第 39 条

次の各号の一つに該当する者に対して、別に定めるところにより授業料の減免を決定する。

- (1) 奨学生推薦入学試験に合格した者
- (2) 特待生として選考された者
- (3) 社会人入学試験学費減免者として選考された者
- (4) 特殊の事情で就学が困難となった者

2. 前項第1号から第3号の選考方法並びに授業料減免措置等については、それぞれ別にこれを定める。

(退学・停学および休学の場合の学納金等)

第 40 条

学期の途中で退学する場合、当該期分の学納金等は徴収する。

2. 停学となった者は、停学期間中の学納金等を徴収する。

3. 休学を許可された者は、休学期間中の学納金等のうち授業料の半額を徴収する。

4. 前条第1項第1号、第2号及び第3号該当者で休学を許可された者は、前項を適用する。

(留年生の学納金等)

第 41 条

留年生の学納金等については、別に定める。

(既納の学納金等)

第 42 条

既納の学納金等およびその他の諸納付金並びに科目等履修生等納付金は、返還しない。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第 43 条

本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な教職員を置く。

2. 教職員の職務は学校教育法その他別に定める規定による。

第9章 教授会

(教授会)

第 44 条

本学に教授会を置く。

第 45 条

教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第10章 長期履修生、科目等履修生、特別聴講生、特別履修生、委託生、研究生及び外国人留学生

(長期履修生)

第 46 条

第3条第1項に定める年限を超えて修業を希望する者があるときは、選考の上、長期履修生として入学を許可する場合がある。

2. 長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 46 条の2

特定の授業科目について履修を願い出る者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2. 科目等履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学するときは、学則第12条の規定を準用する。

3. 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第 47 条

他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講生として本学の授業科目を履修させることができる。

2. 特別聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

(特別履修生)

第 47 条の 2

本学において、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、特別履修生としてこれを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2. 特別履修生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第 48 条

本学に官公庁、団体、学校等の職員で特定の事項について研修を願い出る者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

2. 委託生に関する規程は、別にこれを定める。

(研究生)

第 49 条

本学においては特定の事項について研究を願い出る者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2. 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

(外国人留学生等)

第 50 条

外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を願い出る者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することがある。

3. 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第 50 条の 2

外国人留学生等が第50条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって基礎科目の単位に換えることができる。

2. 前項の規定は、帰国子女が第50条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

第11章 賞罰

(表彰)

第 51 条

学業成績並びに品行の特に優秀な者、その他業績顕著な者はこれを表彰することがある。

(罰則)

第 52 条

本学の規則に違反または、学生としての本分に反する行為をした者の懲戒は、教授会の議を経て、学長が決定する。

2. 前項の懲戒は訓告、譴責、停学及び退学とする。

ただし、退学は次の各号に該当する者に対してこれを行う。

(1) 品行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業成績不良で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

3. 懲戒に関する規定は、別にこれを定める。

第12章 図書館

(図書館)

第 53 条

本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第 54 条

社会人の教養を高め、文化の向上に資するために学長の許可を得て、公開講座を開設することができる。

第14章 学則の改正

(学則の改正)

第 55 条

本学則の改正は、教授会の議を経て学長の裁定により理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

(中 略)

この学則は、令和6年4月1日から改正施行する。

ただし、令和6年度入学生から適用し、改正前に在学している学生については、従前の学則による。